

リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池 改訂点の概要

2012年3月 NCA 編集

PI 965 リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池 (UN3480) の改訂点

		Class 9 危険物としてのセル又は電池		適用除外セル又は電池
		Section IA	Section IB	Section II
セル及び組電池の種別		セル及び組電池の種別。 1) 20Wh を超えるセル 2) 100Wh を超える組電池 3) Section IB に該当する種別のセルまたは組電池で Section IB の制限値をこえるもの。	セル及び組電池の種別。 1) セル及び組電池で、ワット時定格値が 2.7Wh を越えないもの。 2) セルで、ワット時定格値が 20Wh を超えないもの。 3) 組電池で、ワット時定格値が 100Wh を超えないもの。	セル及び組電池の種別。 1) セル及び組電池で、ワット時定格値が 2.7Wh を超えないもの。 2) セルで、ワット時定格値が 20Wh を超えないもの。 3) 組電池で、ワット時定格値が 100Wh を超えないもの。
制限	1 梱包に収納出来る、セル又は組電池の数	制限なし	この種別に該当する電池で、1 梱包当たりのセル又は組電池の数が Section II の制限を超える時、 Section IB (Class 9 Dangerous Goods) として輸送しなければならない。	上記 1), 2) and 3)それぞれについて 1) 個数制限はなし 2) セルは 8個 まで 3) 組電池は 2個 まで Note: 異なる種別の電池を同一梱包に収納する事は禁止。
	1 梱包に収納出来る、電池の重量	旅客機: 5kg 貨物機: 35kg	パッケージの グロス重量が 10kgG を超えてはいけない。	上記 1), 2) and 3)それぞれについて 1) 1 梱包当たり 2.5kg まで 2) 制限なし 3) 制限なし
国連テスト		セル及び組電池は、国連 38.3 テストに合格している事。	セル及び組電池は、国連 38.3 テストに合格している事。	セル及び組電池は、国連 38.3 テストに合格している事。
危険物申告書		必要	不要	不要
運送状への記載要件		“ Dangerous Goods as per attached Shipper’s Declaration ” and “Cargo Aircraft Only” (該当する場合)。 通常危険物と同様。	<ul style="list-style-type: none"> 荷主及び荷受人の名前と住所 UN3480 Lithium ion cells or batteries PI 965 IB パッケージ個数及び、各パッケージのグロス重量 	“Lithium ion Batteries in compliance with Section II of PI 965”.
追加書類		不要	<ul style="list-style-type: none"> パッケージがリチウムイオンセルまたは電池を含んでいる事。 パッケージにダメージを受けた時、火災の危険性がある為、取り扱いに十分注意が必要である事。 パッケージがダメージを受けた時の取り扱い手順、これには検査、再梱包手順なども含む。 追加情報が必要な時の連絡先電話番号。 	<ul style="list-style-type: none"> パッケージがリチウムイオンセルまたは電池を含んでいる事。 パッケージにダメージを受けた時、火災の危険性がある為、取り扱いに十分注意が必要である事。 パッケージがダメージを受けた時の取り扱い手順、これには検査、再梱包手順なども含む。 追加情報が必要な時の連絡先電話番号。
国連規格容器の使用		必要。(PG II の要件を満たすもの) 但し、12kg 以上の組電池で、耐衝撃性の強固な外装ケースに収納されている時、強固な外装容器に収納し、発地国当局の承認の下、輸送が認められる。この場合、当局の承認書が添付されていなければならない。	不要。 但し、外装容器は、 1.2m の落下試験 に合格している事。	不要。 但し、外装容器は、 1.2m の落下試験 に合格している事。
クラス 9 危険性ラベル貼付		必要	必要	不要
リチウム電池取り扱いラベルの貼付		不要	必要	必要 (次ページへ続く)

	Section IA	Section IB	Section II
NOTOC への記載 (航空会社への要件)	必要	必要	不要
危険物規則書の その他の全ての要件	適用する。	適用する。	適用しない。 (但し PI 965 の要件を満たし、関連する特別規定は確認が必要。)
教育訓練要件	受講が必要 (荷主も含む)	受講が必要 (荷主も含む)	取扱者へ業務遂行の為の必要な指示が出されている事。但し教育要件は必須ではない。
チェックリストを使用して の受託チェック (航空会社への要件)	必要、通常危険物用のチェックリストを使用する。	必要、但し、Dry Ice の様な専用チェックリストを使用する事が可能。	不要
荷主、フォワーダーによる プリビルド ULD への搭載	不可	不可	可能

Section IA の使用出来る外装容器に 4N のその他金属製 (スチール、アルミニウム以外) が追加されました。

Section IA の追加要件にも変更がありますので、IATA 危険物規則書をご参照下さい。

PI 966 機器同梱リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池 (UN3481) の改訂点

Section I の改訂点

Table 966-I

UN number	Net quantity per package	
	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
UN3481, Lithium ion batteries packed with equipment.	5kg	35kg

Section I の使用出来る外装容器に 4N のその他金属製（スチール、アルミニウム以外）が追加されました。

Section II の制限が追加され、AWB 記載要件が以下の通り変更となります。

Table 966-II

	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
Net quantity of Lithium ion cells or batteries per package	5kg	5kg

AWB 記載要件: "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966."

PI 967 機器組み込みのリチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池 (UN3481) の改訂点

Section I の制限の記載が以下の通り変更されます。

Table 967-I

UN number	Net quantity per package	
	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
UN3481, Lithium ion batteries contained in equipment	5kg	35kg

Section II の制限が追加され、AWB 記載要件が以下の通り変更となります。

Table 967-II

	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
Net quantity of Lithium ion cells or batteries per package	5kg	5kg

AWB 記載要件: "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967".

その他: PI 965、PI 966、PI967 全ての一般要件に以下の追加または、変更がありますのでご注意ください。

- セル及び組電池は、DGR 54 版の 3.9.2.6(e)に記載されている品質管理プログラムのもとで製造されている事。
- セル及び組電池が国連テストに合格している要件は変わりませんが、国連試験の要件が変更となる為、2014 年 1 月 1 日より前に製造されたセル及び組電池は the fifth revised edition の国連テストの基準でテストされたものも継続して輸送出来る事が追記されました。

注意: NCA は上記 表の内容について、何ら責任を負う立場にはありません。詳しくは IATA 危険物規則書をご参照下さい。